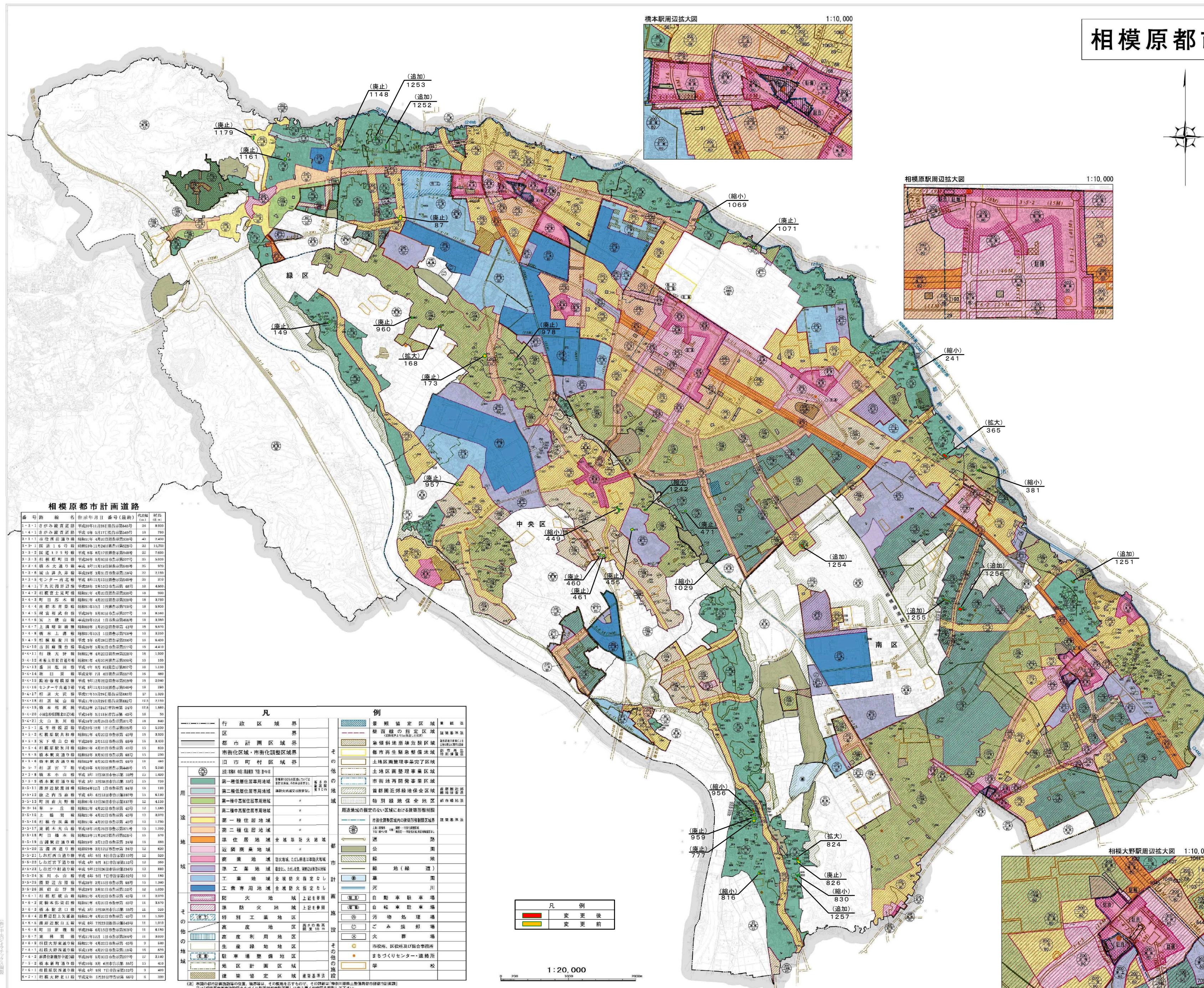
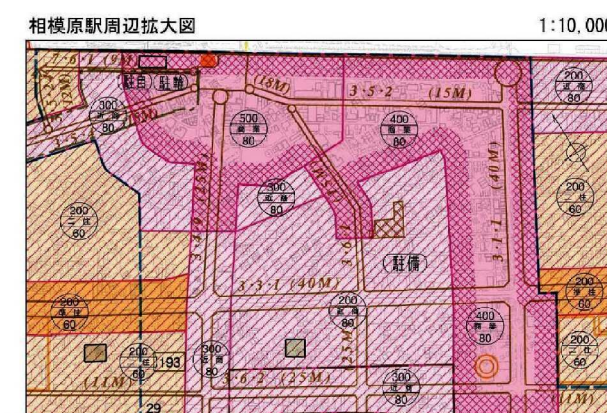
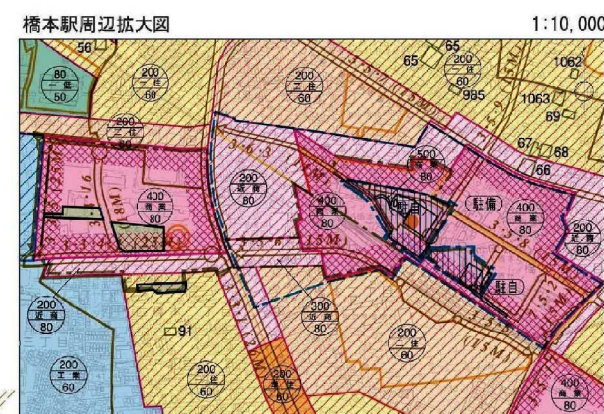
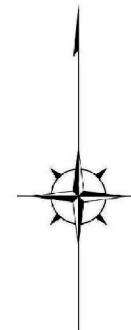
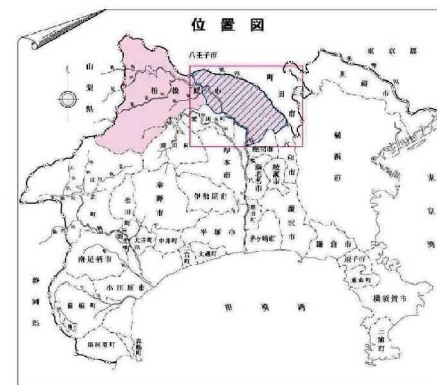


相模原都市計画総括図



記号	
	普通建築 △25.6 米 坪 法 △25.62 米 坪 法
	壁つち建物 △25.6 米 坪 法 △25.6 米 坪 法 △25.6 米 坪 法
	普通建築 △25.6 米 坪 法 △25.6 米 坪 法 △25.6 米 坪 法
	壁つち建物 △25.6 米 坪 法 △25.6 米 坪 法 △25.6 米 坪 法

[illegible][illegible]

市 名	相 模 原 市
事 項	
件 名	相模原都市計画生産緑地地区の変更
図面の名称	総 括 図
縮 尺	1 / 20,000
番 号	1 / 1
作成年月日	令和 6 年 月 日

(注) 本図の都市計画施設等の位置、境界等は、その概略を示すもので、その詳細は「神奈川県国土整備局都市建設部計画課」

相模原都市計画生産緑地地区の変更（相模原市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 104.9ha	緑区相原四丁目地内において、箇所番号 1252、1253 の区域を追加 緑区相原五丁目地内において、箇所番号 1148 の区域を廃止 緑区大島地内において、箇所番号 149 の区域を廃止 緑区上九沢地内において、箇所番号 168 の区域を拡大 箇所番号 960 の区域を廃止 緑区下九沢地内において、箇所番号 173、978 の区域を廃止 緑区二本松一丁目地内において、箇所番号 87 の区域を廃止 緑区広田地内において、箇所番号 1179 の区域を廃止 緑区町屋四丁目地内において、箇所番号 1161 の区域を廃止 中央区青葉三丁目地内において、箇所番号 1254 の区域を追加 中央区上溝地内において、箇所番号 1242 の区域を縮小 箇所番号 455、460、461 の区域を廃止 中央区上溝七丁目地内において、箇所番号 449 の区域を縮小 中央区田名地内において、箇所番号 957 の区域を廃止 中央区東淵野辺三丁目地内において、箇所番号 365 の区域を拡大 中央区淵野辺本町五丁目地内において、箇所番号 241 の区域を縮小 中央区宮下本町一丁目地内において、箇所番号 1069 の区域を縮小 箇所番号 1071 の区域を廃止 中央区陽光台三丁目地内において、箇所番号 471 の区域を廃止 中央区陽光台六丁目地内において、箇所番号 1029 の区域を縮小 南区磯部地内において、箇所番号 824 の区域を拡大 箇所番号 816、956 の区域を縮小 箇所番号 777、826、959 の区域を廃止 南区鵜野森二丁目地内において、箇所番号 1251 の区域を追加 南区古淵一丁目地内において、箇所番号 381 の区域を縮小 南区新戸地内において、箇所番号 1257 の区域を追加 箇所番号 830 の区域を縮小 南区西大沼三丁目地内において、箇所番号 1255 の区域を追加 南区東大沼三丁目地内において、箇所番号 1256 の区域を追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 別添理由書のとおり

理由書

生産緑地地区については、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に資するものについて指定するものです。

今回、都市化が進み、公園、緑地等が少ない地区にあり、都市環境の向上の観点から特に確保すべき農地等と、良好な営農状態が長期にわたって維持され、周辺環境との調和が図られている農地等の区域について、生産緑地地区として追加及び拡大します。

また、告示の日から起算して三十年を経過した日以後、又は主たる農業従事者の死亡若しくは故障により生産緑地所有者から買取りの申出がなされたが、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、生産緑地地区の区域を廃止及び縮小します。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 <u>1 0 4 . 9</u> ha	<u>7 2 3</u> 箇所
旧	約 <u>1 0 6 . 0</u> ha	<u>7 3 3</u> 箇所
増減	－ 1 . 1 ha	－ 1 0 箇所